

山口市電子入札実施要領の一部改正の概要

改正の内容

令和4年4月1日からの建設コンサルタント業務等の電子入札の導入に伴い次のとおり必要な改正を行うものです。

●第2条関係 用語の定義を追加

建設コンサルタント業務等に関するもの及びその他規定整理のための用語を追加

●第3条関係 建設コンサルタント業務等について規定内容の追加に伴う改正

●第5条関係 電子入札においてICカードを取り違えた場合、入札に参加できない旨の規定の追加

入札者が、電子入札で使用するICカードについて、同じ名義人で複数の種別（工事と建設コンサルタント業務等の別をいう。）の業者番号で利用者登録をしたICカードを所有している場合、入札公告等に示す種別と異なる種別の業者番号で利用者登録したICカードを使用すると、その入札に参加できない旨の規定を追加したもの。

●様式第1号（第8条関係）「確認資料等紙提出届出書」様式の内容改正

※「確認資料等紙提出届出書」…添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲を超えた場合に電子入札システムで送信するもの

様式中の記載項目を簡素化したもの。

●様式第3号（第15条関係）「紙入札参加承認願」様式の内容改正

電子メールでの提出を可能としたことに伴い改正したもの。

施行期日 令和4年4月1日

※経過措置について

建設コンサルタント業務等の事業者の電子入札移行のための準備期間を設けるため、令和4年9月30日までに開札をする建設コンサルタント業務等の入札については、理由にかかわらず紙入札での入札参加を認めるものとする。

山口市電子入札実施要領の一部を改正する要領

<p>義の I C カードに限る。</p> <p>2 省略</p> <p>3 代表者等の変更が生じた場合は、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更内容を反映した I C カードを取得し、前条第 1 項の手続を行わなければならない。<u>なお、代表者等の変更があったにもかかわらず、名簿の変更手続及び I C カードの名義変更を行わずにした入札は、無効とする。</u></p> <p><u>4 同じ名義のカードを複数所持している場合で、入札公告（指名競争入札にあっては、入札説明書）に示す種別と異なる種別の業者番号で利用者登録した I C カードを使用して第 8 条の規定による競争参加資格確認申請をした者は、当該入札の参加資格を有さないものとする。</u></p> <p>様式第 1 号、様式第 2 号 改正後の要領のとおり</p>	<p>義の I C カードに限る。<u>なお、代表者等の変更があったにもかかわらず、名簿の変更手続及び I C カードの名義変更を行わずにした入札は、無効とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 代表者等の変更が生じた場合は、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更内容を反映した I C カードを取得し、前条第 1 項の手続を行わなければならない。</p> <p>様式第 1 号、様式第 2 号 改正前の要領のとおり</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 4 年 9 月 30 日までに開札をする建設コンサルタント業務等の入札に係る山口市電子入札実施要領第 15 条の紙入札での入札参加については、同条第 2 項を適用せず、理由にかかわらず紙入札での入札参加を認めるものとする。